

子ども・子育て会議	
資料 6	H29. 7. 31

子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針で、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされています。

本市では、子ども・子育て支援新制度への移行年度である平成 27 年度末に、当初見込量と事業実績の乖離が著しく認められた等の理由により計画の見直しを行いました。

見直しを行った事業、見込量及び平成 27・28 年度の事業実績は別紙「木津川市子ども・子育て支援事業計画」（抜粋）量の見込み修正版のとおりとなっており、検証の結果、利用者支援事業以外の事業については、中間年の見直しは行わないこととします。